

特例退職被保険者制度

事業所を定年等で退職されると、健康保険の資格も喪失し、住所地の国民健康保険（以下「国保」といいます）に加入することになります。しかし、長年慣れ親しんだ健保組合に引き続き加入していきたいという要望や国保の負担を軽減するため、昭和59年10月に健康保険法等が改正された際、創設されたのが退職者医療制度です。

この制度は国保の中で運営され、国保の加入者のうち、厚生年金等被用者年金の老齢厚生年金受給者を、一般の国保被保険者と別区分にして「退職被保険者」としたものです。

この退職者医療の費用の一部には、被用者保険からの拠出金が充てられます。拠出金を出す被保険者のうち、健保組合は厚生労働大臣の認可を受けて、その組合の被保険者であった退職被保険者のうち希望する方に、被保険者（以下「特例退職被保険者」といいます）として健康保険事業を行うことができます（認可を受けた組合を「特定健康保険組合」といいます）。

出版健保は昭和62年4月1日に特定健康保険組合の認可を得て、すでに多くの方々に加入していただき、特例退職被保険者に対する健康保険事業を実施しています。

被保険者資格

資格要件

特例退職被保険者となれるのは、厚生年金の老齢厚生年金請求を行い受給権^{*}のある方で、出版健保の被保険者期間が

①20年以上

②40歳以降10年以上

のいずれかの要件を満たし、かつ後期高齢者（75歳以上）となるまでの方です（65歳以上75歳未満で後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方を除く）。

★提出書類

①「特例退職被保険者資格取得申請書（書式見本は34ページ）」

②住民票（世帯全員）

③老齢厚生年金の年金証書の写し（年金証書が届いていない方は「老齢厚生年金請求受付控」と「年金見込額照会回答票」の写し、後日必ず年金証書の写しを提出していただきます）

④「念書（書式見本は34ページ）」

●資格取得日は、出版健保が申請書を受理した日で、その旨を申請者に通知し、「特例退職被保険者証」を交付します。

★提出期限

年金証書が到着した日の翌日から起算して3カ月以内です（年金証書が届いていない方は年金請求を行った日以降）。ただし、在職老齢年金受給者は、被保険者資格を喪失した日から3カ月以内です。

^{*}平成25年4月より老齢厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢が段階的に引き上げられたことに伴い、特例退職被保険者制度への加入年齢も順次引き上げられることとなります。

ただし、老齢厚生年金を60歳に繰上げて受給した場合（年金支給額は減額されます）は、60歳から加入することができます。

資格の喪失

特例退職被保険者の資格喪失は次に該当したときです。

①後期高齢者医療制度の被保険者（75歳以上または65歳以上75歳未満で障害該当となった方）となったとき

②被用者保険^{*}の被保険者となったとき

③特例退職被保険者が死亡したとき

④特例退職被保険者が生活保護法による保護を受けたとき

⑤特例退職被保険者が海外に居住したとき

⑥特例退職被保険者が被用者保険の被扶養者になったとき

⑦保険料を納付期日（毎月10日、ただし休日^{*}のときは翌営業日）までに納付しないとき

^{*}被用者保険とは、健保組合、協会けんぽ、共済組合などの保険をいいます。

^{*}国民健康保険へ移行するという事由は喪失要件にはありません。また、保険料を納付されると、その期間は「国民健康保険に加入」という事由で喪失することはできませんので、ご注意ください。

保険料と給付

標準報酬月額と保険料

令和2年度の標準報酬月額は240,000円です。保険料は月額21,600円で、内訳として高齢者医療等に拠出する特定保険料7,634円と、その他の保険給付等に要する基本保険料13,966円に区分されます。介護保険の第2号被保険者（65歳未満）の介護保険料は月額4,080円です。

なお、65歳（介護保険の第1号被保険者）からの介護保険料については、出版健保ではなく市区町村が徴収することになります。

保険料の納入方法

特例退職被保険者の保険料は、毎月10日（ただし、休日^{*}のときは翌営業日）までに納付してください。

納付は、指定金融機関預金口座からの自動振替か、出版健保が送付する納付書を金融機関の窓口^{*}に持参、出版健保会計窓口または大阪支部窓口^{*}に持参して払い込む方法があります。

また、6カ月、12カ月等前納による一括納付もでき、保険料が割引になります。

なお、出版健保から給付金が発生した場合、届出された預金口座に振り込まさせていただきます。

法定給付・付加給付

特例退職被保険者の保険給付は、傷病手当金の支給がないほかは一般被保険者と同様です。

保健事業

各種健康診断・保養施設などの利用

特例退職被保険者は、出版健保の行う定期健診や家族健診を受けることができるほか、保養施設の利用、スポーツ大会への参加などについても、一般被保険者と同様です。

これらの組合事業は機関誌『すこやか』等を各ご家庭に直接送付してお知らせします。

現在、任意継続被保険者の方は、特例退職被保険者となる要件を備えていれば移行できますので、ご希望の方は出版健保にお問い合わせください。

高齢者医療制度

前期高齢者医療

65歳以上75歳未満の前期高齢者は、健康保険等の被用者保険に2割、国民健康保険に8割の方が加入しています。高齢者が国保に偏在することによる過重な医療費負担の不均衡を調整するために、被用者保険と国保の間で、人数比に基づく財政調整が行われます。

この結果、健保組合は「納付金」を拠出し、国保は「交付金」を受けることになります。

65歳以上75歳未満の間は加入する制度に変更はありません。健康保険の加入者は退職等によって資格を失うまで健康保険の被保険者・被扶養者となります。

そして、さまざまな医療保険制度において、医療費の自己負担割合や自己負担限度額は制度にかかわらず年代別に決められていますから、その仕組みにしたがった保険給付を受け、自己負担をすることに変更はありません。

後期高齢者医療制度

対象

対象者は75歳以上または65歳以上75歳未満で寝たきり等の状態にある方で、これは以前の老人保健制度とまったく同様です（広域連合を組織する市区町村に申し出るにより選択できます）。

運営主体

都道府県単位の「広域連合」がその運営主体となります。全国の都道府県ごとに、全市区町村が加入する「後期高齢者医療広域連合（特別地方公共団体）」が設立され、保険料の決定、医療費の支払い等の業務を行います。ただし、保険料の徴収や窓口事務は市区町村があたります。

被保険者

健康保険や国民健康保険から離れて後期高齢者医療制度の被保険者になります。広域連合を組織する市区町村の区域内に住所がある75歳以上の方と、65歳以上で寝たきり等の状態にあり広域連合の障害認定を受けた方が被保険者となります。

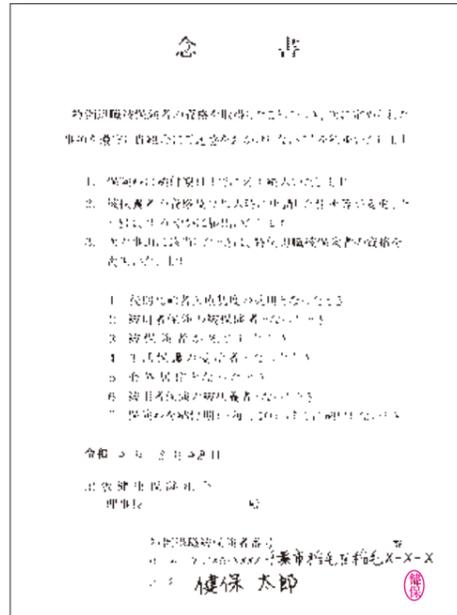
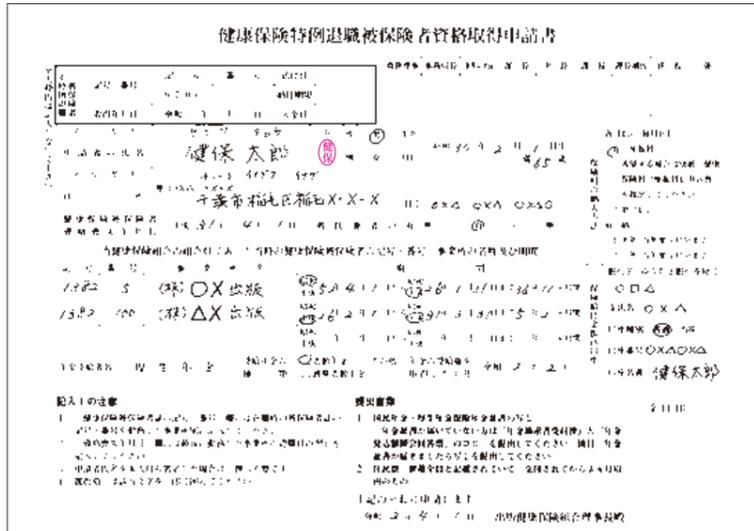
75歳の年齢に達した方は、市区町村の公簿から自動的に資格を取得するため、特に手続きは必要ありません。

また、被扶養者という制度はありませんので、後期高齢者1人ひとりが被保険者となり、1人1枚ずつ保険証が交付されます。

●健康保険の加入者が75歳に達すると資格を喪失

健康保険の被保険者や被扶養者が75歳になると加入者資格を失い、後期高齢者医療制度の被保険者となります。対象者は事業主を経由して出版健保へ、被保険者証と高齢受給者証を添えて、「被保険者資格喪失届（書式見本は13ページ）」あるいは、「被扶養者（異動）届（書式見本は22ページ）」を提出してください（出版健保では、該当者名等を印字した届出用紙を、事前に送付しております）。

※75歳に達した日
75歳以上の方
 誕生日が健康保険の資格喪失日であり
 後期高齢者医療制度の資格取得日です。



高齢受給者に関すること

高齢受給者

70歳以上75歳未満の被保険者、被扶養者の方をいいます。

該当する時期

70歳に達した月の翌月1日からとなります。ただし、誕生日がその月の1日の方はその月から該当します。該当者には、出版健保から自己負担割合を記した「健康保険高齢受給者証」をお送りしますので、「健康保険被保険者証」と併せて医療機関の窓口へ提示してください。

保険診療の自己負担額

70歳以上の方は、自己負担額が2割、現役並み所得者の方（標準報酬月額28万円以上の方）は3割となります。ただし、69歳以下の被保険者に扶養されている70歳以上の方は2割となります。

なお、「健康保険高齢受給者証」を提示しないと3割負担となりますのでご注意ください。

一部負担割合の減額

現役並み所得者であっても、前年の収入合計額が一定の基準に満たない方は2割負担となります。該当される方は、「健康保険高齢受給者基準収入額適用申請書」に市区町村の発行する課税証明書など収入のわかる書類を添え、事業所を通じて（任意継続被保険者の方は直接）出版健保に提出してください。